事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士　法学博士　熊 琳

第２８９回　『中華人民共和国生態環境法典』の公布

２０２６年3月12日、中国全国人民代表大会において『中華人民共和国生態環境法典』（以下「本法典」という。）が可決された。本法典は２０２６年８月１５日より施行される。本法典は、中国の現行法制度の下で民法典に次いで２番目に「法典」と呼ばれる正式な法律であり、その施行後は中国で事業を展開する日本企業にも重要な影響を及ぼすことから、今回はそのポイントを解説する。

◇環境保護関連法が日系製造企業に及ぼす重大な影響

中国に進出している日系製造企業Ａ社は、その工場に汚水排出施設を備えている。ある日、現地環境保護局からＡ社に突然連絡が入り、環境汚染事件の調査を理由に日本人総経理との面談を求められた。環境保護局による現場調査と証拠収集の結果、Ａ社の排水に含まれる２種類の有害物質が国家基準値上限の５倍を超えることが確認された。Ａ社の基準値超過は今回が初めてではなく、以前にも環境保護局から行政処罰を受けたことがあったため、同局はＡ社に対し、直ちに原因を究明し、徹底的な是正措置を講じるよう要求し、これに応じない場合は本件を公安機関に移送し、環境汚染罪として立件するとした。Ａ社総経理は、本件に関する報告はまだ受けていないものの、早急に調査し是正措置を講じることを約束した。

Ａ社総経理が直ちに調査を命じた結果、汚染物質の基準値超過は、汚水ろ過装置の前段部分で未処理の汚水が漏れ、処理済みの汚水に混入していることが原因と突き止めた。また、以前にも環境保護局からの処分を受けていたが、Ａ社の水処理部門が経営陣への速やかな報告と設備修理を怠ったことがこのような再発に繋がっていた。Ａ社が直ちに緊急資金を投入して設備を修理した結果、環境保護局により排出汚水基準値を満たしていることが確認された。Ａ社は本件による行政処罰（罰金）を受けたが、公安機関への通報は未然に防げた。

◇本法典のポイント

１、本法典は、従来の３０余りの環境関連法を編纂し、一部の内容を追加または調整し法典化するという策定方法を採用しており、具体的には以下3つのポイントが含まれる。

（１）現行の環境保護法、環境影響評価法、クリーン生産促進法、海洋環境保護法、大気汚染防止法、水質汚染防止法、土壌汚染防止法、固形廃棄物環境汚染防止法、騒音汚染防止法、放射性汚染防止法など全10法を生態環境法典に組み入れると共にこれら10法を廃止する。

（２）従来の法制度（例：森林法、草原法、土地管理法、鉱産資源法、循環経済促進法、エネルギー法、省エネルギー法など）の規制に関わる流域、地域、天然資源、生物多様性などの生態要素や生態系などの分野についての要旨や重要規定を選定し、生態環境法典に組み込み反映する。関連法は本法典施行後も留保する。

（３）気候変動への対応、カーボンピークアウト、カーボンニュートラル、グリーン・低炭素発展などの法整備のニーズを考慮し、現時点でこれらの分野に関する専門法が制定されていないことから、本法典で原則的かつ先導的な規定を設け、今後の関連法制度構築と実践面の発展に向けた原則を確定し、その基礎を築く。

２、本法典は、順に「総則」「汚染防止管理」「生態保護」「グリーン・低炭素発展」「法的責任」および「附則」の全５編で構成されている。日系企業にも関係する主な内容としては、以下が挙げられる。
▽第１編「総則」からは、第５章「生態環境影響評価」、第６章「生態保護補償」、第７章「突発的生態環境事件への対応」が挙げられる。
▽第２編「汚染防止管理」は本法典の中核となる内容で、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、固形廃棄物汚染、騒音汚染、放射性汚染、海洋汚染の防止と管理に関する包括的な法制度を定めている。
▽第３編「生態保護」からは、第３章「天然資源保護と持続可能な利用」、第７章「生態系回復」が挙げられる。
▽第４編「グリーン・低炭素発展」において、第２章は循環経済の発展に関する法制度を、第３章は省エネルギーおよびグリーン・低炭素転換に関する法制度を、第４章は気候変動への対応に関する法制度（カーボンピークアウト、カーボンニュートラルを含む）を定めている。
▽第５編「法的責任と附則」では、本法典に違反する各種行為に対する処罰内容を詳細に定めている。

◇日系企業へのアドバイス

本法典が、中国における生態系および環境保護に関する法制度体系を整備したものであることに伴い、環境保護に関連した法執行が今後強化されると予期できる。会社が環境保護に関わる法的問題に直面した際に、遅滞なくかつ効果的に対応できるよう、各日系企業は本法典の内容を適時理解する必要がある。

《北京・華北・東北》

バイトダンス、北京でまた用地取得＝研究開発拠点を整備

中国メディアの大河財立方によると、中国系短編動画投稿アプリの字節跳動（バイトダンス）の完全子会社である北京雲岫長石科技はこのほど、北京市海淀区の学院路街道双泉堡地区の用地を３３億０５００万元（約７７０億円）で取得した。バイトダンスは2月にも別の子会社を通じ、海淀区の用地を２８億元で取得しており、研究開発拠点の整備を加速している。

今回取得した用地は4万８９００平方メートル。延べ床面積１２万８０００平方メートルの建物を建築予定で、オフィスと研究開発に活用する。２０２７年3月末までに着工し、３０年3月末までの完成を見込む。周辺には大学や研究機関が集積し、人工知能（ＡＩ）など先端技術開発に適した用地となっている。ＡＩを軸とした研究開発機能と都市型オフィスの整備を通じ、技術人材の集積と事業基盤の充実を目指すとみられる。（時事）

北京市、認知症対策の行動計画＝「物忘れ外来」１００カ所以上設置へ

中国・北京日報によると、北京市の衛生健康委員会などはこのほど、市内の高齢者の認知症対策の行動計画を発表した。２０３０年までに市内のコミュニティーに認知症の早期発見と治療を目的とする「物忘れ外来」を１００カ所以上設けるほか、介護人材の育成にも力を入れる。

高齢者大学や医療機関での講座開設、ボランティア診療などを通じて、３０年までに市民のうち認知症対策の知識を持つ人の割合を８５％以上とすることも目標とした。

このほか、医療従事者や介護スタッフ、家庭で介護を行う人などを対象に介護の知識と技術を教える講座を実施し、受講者数を３０年末までに延べ２０万人以上とする。（時事）